

阿南工業高等専門学校実験実習工場利用細則

(平成16年4月1日)

(細則第17号)

(目的)

第1条 この細則は、阿南工業高等専門学校技術部組織規則第11条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校実験実習工場（以下「実験実習工場」という。）の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 実験実習工場を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 学生
- (2) 教職員
- (3) その他技術部長の承諾を受けた者

(利用等の手続)

第3条 実験実習工場を利用しようとする者は、WEB申請システムにおいて施設（工場等）利用申請を行い、技術部長の承諾を得るものとする。ただし、授業（実験実習）の目的で利用する場合は、この限りではない。

第4条 実験実習工場に物品の製作又は修理を依頼しようとする者は、あらかじめ技術部と相談の上、WEB申請システムにおいて作業依頼申請を行い、技術部長の承諾を得るものとする。

(利用順位)

第5条 実験実習工場の利用承諾の順位は、次の各号の順位による。

- (1) 授業（実験実習）
- (2) 授業（卒業研究）
- (3) 研究
- (4) その他の利用

(利用時間)

第6条 実験実習工場の利用時間は、原則として平日の8時30分から17時00分までとする。

2 前項以外の時間に実験実習工場を利用しようとする者は、あらかじめ技術部と相談の上、第3条の申請を行うものとする。

(安全と管理)

第7条 実験実習工場の利用者は、技術部の指示に従い作業の安全に十分配慮しなければならない。

2 実験実習工場の利用者は、技術部の指示に従い機械・工具等の管理に協力しなければならない。

(利用の取り消し)

第8条 技術部長は、次の各号の一に該当する場合は、利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) この細則の定めに違反した場合
- (2) 実験実習工場の運営に支障が生じた場合又は生じるおそれがあると技術部長が認め

た場合

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校実験実習工場利用規程（平成4年3月6日規程第10号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月11日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。